

議案第 5 0 号

天理市火葬場条例の一部改正について

天理市火葬場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 6 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市火葬場条例の一部を改正する条例

天理市火葬場条例（昭和62年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「天理市火葬場」を「天理市聖苑」に改める。

第 5 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 火葬場の使用の許可に関すること。

第 6 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「前項」を「市長の承認を得て前項」に改める。

第 7 条第 3 項中「 5 倍」を「 6 倍」に改める。

別表中「 8,000 円」を「 12,000 円」に、「 5,000 円」を「 7,500 円」に、「 3,000 円」を「 4,500 円」に改める。

附 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

2 この条例の施行の際現に市長に対しされている改正前の天理市火葬場条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく火葬場の使用の許可に係る申請については、指定管理者に対しされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき受けている火葬場の使用に係る許可については、指定管理者が許可したものとみなす。

（ 適用区分 ）

4 改正後の第 7 条第 3 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する火葬場の使用料について適用し、同日前に使用した火葬場の使用料につ

いては、なお従前の例による。